

日本生活協同組合連合会

1. 留意事項の公表について

本留意事項が活用され、「健康食品」の表示の適正化が促進することを期待します。

消費者委員会『「健康食品」の表示等の在り方に関する建議（2013年1月29付け）』の1. 健康食品の表示・広告の適正化に向けた取組の強化（1）において、「食品の健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示・広告に係る指針（ガイドライン）等について、現場で監視指導を担う都道府県等の担当者、消費者、適格消費者団体等の意見を十分踏まえ、虚偽・誇大な表示・広告の判断基準が理解しやすいものとなるよう、その大幅な改善を図ること」とされたことを受け、今回、消費者庁において、景品表示法および健康増進法を統一的に、違反となる表示例や実際の違反および指導事例を含めて、留意事項案として公表されたことは、消費者および事業者にとって意義のあることと考えます。

特に直接的表現のみならず、表示・広告を全体で見た場合に、消費者に健康保持増進効果等を誤認させるような暗示的表示・広告についても、それが禁止されている旨を、具体的表現を示しつつ、改めて明確にされたことについて歓迎します。

2. 留意事項の定期的な更新について

違反および指導事例の蓄積とともに定期的に更新し、常に市場実態に即したものとなるよう、努められることを要望します。

消費者委員会の建議においては、「監視指導等の実情を踏まえ、当該指針等の内容を定期的に更新すること」も提言されています。インターネットを含め、今後あたらしく出るであろう、さまざまな広告に対しても、十分な効果を果たすべく、違反および指導事例の蓄積とともに定期的に留意事項を更新し、常に市場実態に即したものとなるよう、努められることを要望します。

3. 対象商品について

保健機能食品のうち、栄養機能食品は含めるべきであることを要望します。

留意事項案の対象となる商品は健康食品から保健機能食品を除いた「いわゆる健康食品」とされています。

しかし、保健機能食品のうち、特に表示について許可を得る必要のない栄養機能食品においては、規格基準に合致した栄養成分以外の成分について、健康保持増進効果を表示する広告がみられます。

よって、留意事項の対象商品には、保健機能食品のうち、栄養機能食品は含めるべきと考えます。

4. 違反となる表示例について

表示例の取り扱いを明確にすべきであることを要望します。

「違反となる表示例」に示された表示は、実際にはその効果は得られない、または合理的な根拠を示すことは不可能であり、表示すべきではないのか、もしくは、実際にその効果が得られる場合、あるいは合理的な根拠がある場合には表示しても良いのかが曖昧であると考えます。

表示することそのものが違法ではないと考える場合、「実際に効果がある」や「合理的な根拠」として十分な要件や事例を明確に示し、より理解しやすいものとするべきであると考えます。

5. 他の行政機関との連携について

薬事法の担当部局間の有機的連携が必要なことを要望します。

「違反となる表示例」には、薬事法においても問題となることが考えられる表示も数多くあります。

消費者委員会の建議でも触れられているとおり、健康増進法、景品表示法のみならず、薬事法の担当部局間の連携を図ることにより、健康食品の表示の適正化について有機的な行政指導や法執行が促進されることを要望します。